

事務総局会議（第5回）議事録

日時	平成29年2月7日（火）午前10時00分～午前11時05分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，和波家庭局第一課長，氏本秘書課長兼広報課長，橋爪情報政策課参事官，門田審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所沿革誌第7巻の編さん作業について 中村総務局長説明（資料第1） 2 平成29会計年度における協議会等開催計画（2月版）について 中村総務局長説明（資料第2） 3 高等裁判所長官事務打合せの開催について 中村総務局長説明（資料第3）
結果	<p>◎ 了承 2, 3</p> <p>◎ 報告 1</p>
秘書課長 氏本厚司	

(平成29.2.7 総務局)

裁判所沿革誌第7巻の編さん作業について

1 基本方針

裁判所沿革誌は、第1巻から第6巻まで既に刊行されている。第7巻は、記録の連続性を勘案し、第6巻の編さん方針を踏襲して、平成19年1月1日から同28年12月31日までの10年間分の裁判所に関係のある事項を網羅的に暦年方式で集録する。

2 記事の収集及び編集

各局課等（2研修所及び図書館を含む。）において当該局課等関係事項の原稿作成、資料収集を行い、総務局においてこれを編集する（平成19年から平成27年までの原稿は、各局課等から総務局に提出済み。）。

3 掲載事項

- (1) 法律、政令、条約、規則、規程等の制定、改廃（担当 各局課等）
- (2) 委員会、審議会等の開催、委員の任免（担当 各局課等）
- (3) 最高裁判所長官等の任命、退官（担当 人事局）
- (4) 訴追、懲戒、叙勲等（担当 秘書課、人事局）
- (5) 会同等の開催（担当 各局課等）
- (6) 国際会議出席等（担当 秘書課）
- (7) 裁判官の各種研究等（担当 人事局、司研）
- (8) 司法修習生の修習等（担当 人事局、司研）
- (9) 庁舎等の新営等（担当 経理局）
- (10) 裁判所の行事等（担当 秘書課、広報課、総務局、司研、総研、図書館）
- (11) 著名判決等（担当 民事局、刑事局、行政局、家庭局）
- (12) その他（担当 各局課等）
- (13) 司法制度改革に関連する事項（担当 各局課等）
- (14) 付録（担当 各局課等）

4 スケジュール

平成29年	2月上旬	平成28年分の原稿作成依頼（3月中旬提出期限）
	10月上旬	最終原稿を，審査室・総局会議に付議
	10月中旬	業者に原稿交付
平成30年	3月中旬	刊行

5 今後の原稿作成手順について

本巻においては，大部分の事務記録の保存期間が5年以下であることを考慮し，毎年，各局課等に対し，上記項目についての原稿作成を依頼してデータの蓄積を図ることとしたが，第8巻以降も同様の方針としたい。

平成29会計年度における協議会等開催計画

事務総局会議配布資料
(平成29. 2. 7総一印)

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官, 所長会同	6月21日, 22日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官, 地・家裁所長	総務局	80人
2	長官事務打合せ	11月20日, 21日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月15日	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月6日, 3月2日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月16日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁の総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月9日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ (高裁事務局長)	5月24日, 25日	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局長	人事局	8人
8	人事事務打合せ (高裁人事課長)	10月11日, 12日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ (高裁人事課長)	2月20日, 21日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ (高裁事務局長)	9月13日, 14日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ (高裁事務局長)	1月30日, 31日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局長	経理局	8人
12	経理事務打合せ (高裁会計課長)	10月11日, 12日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官, 同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ (高裁会計課長)	2月20日, 21日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官, 同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月19日	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員, 家事調停委員	民事局 家庭局	58人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	9月29日	1日	1 交通損害賠償訴訟の合理的な審理・判決モデルの定着を図る上で庁として取り組むべき事項 2 民事調停の利点を活かし、利用者のニーズに応える調停運営及びそれを実現する上で庁として取り組むべき事項	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各簡易裁判所の民事訴訟事件担当裁判官1人（できるだけ民事訴訟事件及び民事調停事件の両方を担当している裁判官。なお、東京及び大阪の各簡易裁判所は民事訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ） 2 上記簡易裁判所を管轄する地方裁判所の裁判官1人 3 東京簡易裁判所民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡易裁判所首席書記官 4 横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、広島、仙台及び高松の各地方裁判所民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	民事局	41人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月19日	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
17	後見関係事件事務打合せ	5月31日	0.5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

平成29会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年1月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の総務課長及び総務課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	116人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の部総括裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	110人
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
7	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定(原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定(9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定(6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定(1月～3月)	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	民事事件担当裁判官協議会	翌年1月～2月	1日	1 部の実情に応じて合議の充実・活用を図るための具体的方策 2 争点中心型の充実した審理を実践するために考慮すべき事項及び序として取り組むべき課題	高裁裁判官(陪席)各1人, 地裁裁判官各2人(部総括及び右陪席各1人), 地裁の民事首席書記官又は次席書記官各1人	各高裁(合同開催で4開催, 開催地未定)	民事局	158人
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人, 民事再生事件の監督委員及び個人再生委員, 会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会	11月～12月	1日	1 倒産手続の透明性・公平性を高める方策の検討状況とそのあい路について 2 民事執行法改正が執行事務に与える影響等について 3 執行官事務査察の実効化に向けた方策について	1 各地裁の執行及び倒産担当の裁判官1人(民事執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には, 2人とすることもできる。その場合, 執行については執行官監督官である部総括裁判官, 倒産については部総括裁判官とする。1人の場合は執行官監督官である部総括裁判官) 2 各高裁の民事首席書記官又は民事次席書記官1人 3 各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官1人 4 総括執行官各1人(ただし, 協議事項2の一部と3のみ)	各高裁(合同開催)4庁で実施予定	民事局	160人程度 (見込み)
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員制度の運用に関し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について	高・地裁の裁判官	(合同開催)4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (8月～翌年3月)	0.5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場, 状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ, 犯罪被害者等の置かれた立場, 状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁, 同高裁管内の地裁, 家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し, かつ, 対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京,大阪各高裁においては,それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京,大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京,大阪各高裁及び東京,大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京,大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(1月～2月)	0.5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事,開催地所在地の地裁判事	(合同開催)4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
28	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0.5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には,第一検察審査会),集約庁(立川,小田原,沼津,浜松,松本,堺,姫路,岡崎,小倉,郡山)を含む地方裁判所支部所在地の検察審査会の事務局長	(一部合同開催)4～5高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	76人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	知的財産権訴訟研究会	10月～11月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁,東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁(知財高裁)	行政局	22人
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁(知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 家事調停委員, 参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 福祉関係, 医療関係, その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から, 各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～ 2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 保護関係, 教育関係及び警察関係, その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から, 各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京, 札幌), 大阪(大阪, 広島), 名古屋(名古屋, 仙台), 福岡(福岡, 高松)	家庭局	50人
42	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官, 書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡, 札幌(仙台, 札幌), 高松(広島, 高松)	家庭局	各高裁で決定

高等裁判所長官事務打合せ開催要領(案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年3月17日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人

随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
17日 (金)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

事務総局会議（第6回）議事録	
日時	平成29年2月14日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，橋爪情報政策課参事官，門田審議官
議事	1 国際知財司法シンポジウムの開催について 平田行政局長説明（資料第1） 2 裁判官の報酬以外の給与に関する規則及びこれに関連する議決について 堀田人事局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1
秘書課長 氏本厚司	

(平成29. 2. 14行一印)

国際知財司法シンポジウムの開催について

- 1 主催 最高裁判所，知的財産高等裁判所，法務省，特許庁，日本弁護士連合会，弁護士知財ネット
- 2 日程 平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）まで
- 3 場所 弁護士会館講堂「クレオ」
- 4 プログラム概要
 - (1) 1日目（10月30日）

日本，中華人民共和国及び大韓民国並びにシンガポールの各国裁判官及び弁護士による特許を題材とした模擬裁判及びパネルディスカッション
 - (2) 2日目（10月31日）

シンガポールを除くASEAN加盟9か国の裁判官による商標を題材とした事例の検討結果の発表，外国法制等に関する講演
 - (3) 3日目（11月1日）

ビジネスと知財紛争に関する講演，パネルディスカッション（特許，商標，ASEAN諸国における知財紛争処理）
- 5 出席者等
 - (1) 出席者
日本，中華人民共和国及び大韓民国並びにASEAN加盟10か国の知的財産関係紛争に造詣が深い裁判官，行政官
 - (2) 傍聴人
国内外の法曹関係者，研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等各日600名程度

(平成29. 2. 14人事局)

裁判官の報酬以外の給与に関する規則及び関連する議決につ
いて

<資料目録>

- 1 裁判官の報酬以外の給与に関する規則案
- 2 同制定理由
- 3 裁判官の報酬以外の給与に関する規則における最高裁判所が定めるとされてい
る事項等について（議決案）

理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）の施行に伴い、裁判官の扶養手当について規定を整備するとともに、関係規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の報酬以外の給与に関する規則における最高裁判所が
定めるとされている事項等について

- 1 裁判官の報酬以外の給与に関する規則において、最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達又は決裁をもって定める。
- 2 裁判官の報酬以外の給与に関する規則において、一般の官吏の例によるとされている事項のうち、関係法令の規定により最高裁判所が定めるとされているものは、所要の通達又は決裁をもって定め、最高裁判所と読み替えられる「各庁の長」の権限又は所掌事務とされているものは、最高裁判所長官又はその指定するものに委任する。

事務総局会議（第7回）議事録

日時	平成29年2月21日（火）午前10時00分～午前11時05分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	<p>1 平成29年度高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事調停委員，司法委員等に関する研修会・研究会の開催について 平田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 鑑定委員協議会の開催について 平田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 家事調停委員，参与員等に関する研修会・研究会の開催について 村田家庭局長説明（資料第4）</p> <p>5 後見関係事件事務打合せの開催について 村田家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2, 3, 4, 5</p>
秘書課長 氏本厚	

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催
 について (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計80人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
22日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

(平成29. 2. 21民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各地方裁判所の定める日
 ①につき、平成29年4月から同年7月までの間及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間
 ②から⑥までにつき、平成29年6月から平成30年3月までの間
 ⑦につき、平成30年1月から同年3月までの間
- 3 場所 各地方裁判所の本庁，支部又は管内の簡易裁判所
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任民事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の基本的な役割と心構え，服務規律 (3) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方 (4) 民事調停事件の処理につき必要な基礎的知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
②	新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停（事前評議，事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	新任民事調停委員研修会に参加した，各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
③	民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために，民事調停委員に求められる役割 (3) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で，任命後，実務を二，三年程度経験した者 各地方裁判所の定める人数
④	民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停（事前評議，当事者からの事情聴取，事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員 （既に民事調停委員研究会への参加経験のある者を主に対象） 各地方裁判所の定める人数

⑤	司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
⑥	簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案(和解案)の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題	・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 ・ 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
⑦	新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、平成30年1月1日付けで新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者

(平成29. 2. 21民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京，大阪各地方裁判所
- 2 期日 平成29年6月から同年12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者 各地方裁判所の定める人数

(平成29.2.21)

配布資料目録

家事調停委員，参与員等に関する研修会・研究会の開催について

)

)

(平成29.2.21家二印)

家事調停委員，参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において，各家庭裁判所の定める日
- ①につき，平成29年4月から同年7月までの間及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間
- ②から⑤までにつき，平成29年6月から平成30年3月までの間
- ⑥につき，平成30年1月から同年3月までの間
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任家事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の役割と心構え，服務規律 (3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識 (4) 当事者対応における基本的留意事項 (5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方 (6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項	各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる者
②	家事調停委員研究会	(1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点 (2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方 (3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題 (4) 遺産分割事件及び寄与分事件の処理に関する諸問題 (5) 当事者対応における留意事項 (6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の家事調停委員 (主に在任期間が二，三年の者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
③	家事調停委員ケース研究会	(1) 夫婦関係調整に関する事例 (2) 子の監護養育に関する事例 (3) 婚姻費用分担に関する事例 (4) 遺産分割及び寄与分に関する事	各家庭裁判所の家事調停委員 (既に家事調停委員研究会への参加経験のある者など，経験豊富な者を対象)

		例 (5) その他複雑困難な事例	各家庭裁判所の定める人数
④	参与員研究会	(1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 家事審判事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の参与員候補者 (主に一定の経験を積んだ者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
⑤	家庭裁判所家事実務研究会	(1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため、家事調停委員が留意すべき事項 (2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため、参与員が留意すべき事項 (3) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けた家事調停事件と家事審判事件及び人事訴訟事件の運営における連携の在り方	(1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官 各家庭裁判所の定める人数 (2) 各家庭裁判所の参与員候補者及び家事調停委員（主に各庁において指導的、中心的な役割を果たしている者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑥	新任参与員研修会	(1) 参与員制度のあらまし (2) 参与員としての役割及び心構え (3) 参与員として必要な家事事件手続法及び人事訴訟法の基礎知識	各家庭裁判所において、平成30年1月1日付けで新たに選任された参与員候補者及びこれに準ずる者

(平成29.2.21家二印)

後見関係事件事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年5月31日(水)
午後1時00分から午後5時00分まで
- 3 場所 最高裁判所大会議室
- 4 打合せ事項 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、各家庭裁判所において
取り組むべき運用上の課題
- 5 出席者 (1) 各高等裁判所の民事次席書記官1名
(2) 各高等裁判所の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名
(3) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の部総括裁判官
又は上席裁判官のいずれか1名
(4) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の家事の首席書
記官又は家事の次席書記官のいずれか1名
(5) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の総務課長1名
合計 40名

事務総局会議（第8回）議事録

日時	平成29年2月28日（火）午前10時00分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 司法研修所規程の一部を改正する規程の制定について 中村総務局長説明（資料第1） 2 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程の制定について 中村総務局長説明（資料第2） 3 「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について 中村総務局長説明（資料第3） 4 新裁判官の配置について 中村総務局長説明（資料第4）
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 4</p> <p>◎ 了承 3</p>
秘書課長 氏本厚	

(平成29.2.28総一印)

司法研修所規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 司法研修所規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 司法研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第 号

司法研修所規程の一部を改正する規程

司法研修所規程（昭和二十二年最高裁判所規程第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 司法研修所に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。
- 3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。
- 4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されることができる。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二九・総一印）

理 由

司法研修所における第一部の研修に関し、外部有識者の意見を取り入れるため、参与を置く必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

司法研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

司法研修所規程(昭和二十二年最高裁判所規程第六号)

新

旧

第六条の二 司法研修所に、参与を置くことができる。

(新設)

2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。

3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。

4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されること

ができる。

—

事務総局会議資料 第2
(2月28日開催)

(平成29.2.28総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第 号

(平成二九・ 総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

2 情報セキュリティ室に情報セキュリティ室を置く。

3 情報セキュリティ室においては、前条第一号に定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策

の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。

3 情報セキュリティ室に室長を置く。

第二十七条第五号中「専門委員」の下に「(第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。)」を加える。

第三十三条中「、第二課及び第三課」を「及び第二課」に改める。

第三十四条各号を次のように改める。

一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

- 二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の報告等に関する事項
 - 三 知的財産権に関する法規に関する事項
 - 四 知的財産権に関する訴訟の手続の規則の制定に関する事項
 - 五 知的財産権に関する事件に関する事項
 - 六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項
 - 七 知的財産権に関する事件に参与する専門委員に関する事項
 - 八 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に関する事項
 - 九 行政局の他の課に属しない事項
- 第三十五条各号を次のように改める。
- 一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項
 - 二 行政事件訴訟及び労働審判の手続の法規に関する事項
 - 三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手続の規則の制定に関する事項
 - 四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行に関する事項

六 労働審判員に関する事項

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

理由

最高裁判所事務総局の事務の適正かつ円滑な運営を図るため、その事務分掌を改める必要がある。これがこの規程を制定する理由である。

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)

新

旧

第三条の三 情報政策課に情報セキュリティ室を置

(新設)

く。

2 情報セキュリティ室においては、前条第一号に

定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。

3 情報セキュリティ室に室長を置く。

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 専門委員(第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。)、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

第三十三条 行政局に第一課及び第二課を置く。

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 四 (同上)

五 専門委員、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

第三十三条 行政局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

二 行政、労働及び知的財産権に関する事件に関

る事件の報告等に関する事項

三 知的財産権に関する法規に関する事項

四 知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定
に関する事項

五 知的財産権に関する事件に関する事項

六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事
項

七 知的財産権に関する事件に關与する専門委員
に関する事項

八 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の
補助に関する事項

九 行政局の他の課に属しない事項

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務を

する事項

三 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の
補助に関する事項

四 行政局の他の課に属しない事項

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務を

つかさどる。

一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟及び労働審判の手續の法規に関する事項

三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手續の規則の制定に関する事項

四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行に関する事項

六 労働審判員に関する事項

第三十六条 削除

つかさどる。

一 行政に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手續の規則の制定に関する事項

三 行政裁判資料等の刊行に関する事項

第三十六条 行政局第三課においては、次の事務を

つかさどる。

一 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

二 労働及び知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定に関する事項

三 労働関係民事裁判資料、労働関係行政裁判資料、知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項

最高裁総一第〇〇〇号

平成29年〇月〇〇日

最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 今崎 幸彦

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について (通達)

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

- 1 記1中「並びに局の課」の次に「情報セキュリティ室」を加える。
- 2 記3中「並びに局の課長」の次に「情報セキュリティ室長」を、「その課」の次に「情報セキュリティ室」を加える。
- 3 別表「情報政策課」の項を次のように改める。

情報政策課	庶務係 情報企画第一係 情報企画第二係 情報処理第一係 情報処理第二係 統計情報係 統計システム係
-------	---

	情報セキュ リティ室	情報基盤管理係 情報セキュリティ係
--	---------------	----------------------

4 別表「行政局」の項を次のように改める。

行 政 局	第 一 課	庶務係 企画係 事件係 知的財産制度係 知的財産訴訟係
	第 二 課	行政法規係 行政訴訟係 労働訴訟係 労働審判係

5 別表「家庭局」の「第二課」の項中「家事手続第二係」を「家事手続第二係
家事手続第三係」
に改める。

付 記

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池上	政幸
裁判官	大谷	直人
裁判官	小池	裕
裁判官	木澤	克之
裁判官	山口	厚

第二小法廷

裁判官	寺田	逸郎
裁判官	小貫	芳信
裁判官	鬼丸	かおる
裁判官	山本	庸幸
裁判官	菅野	博之

第三小法廷

裁判官	岡部	喜代子
裁判官	大橋	正春
裁判官	木内	道祥
裁判官	山崎	敏充
裁判官	戸倉	三郎

事務総局会議（第9回）議事録

日時	平成29年3月7日（火）午前10時00分～午後零時35分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について 村田家庭局長説明（資料）
結果	◎ 了承
秘書課長 氏本厚 司	

(平成29.3.7家三印)

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について

- | | | | |
|---|-------|---|--------|
| 1 | 主 催 | 最高裁判所 | |
| 2 | 期 日 | 平成29年5月19日(金) | |
| 3 | 場 所 | 最高裁判所中会議室 | |
| 4 | 協議事項 | 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項 | |
| 5 | 協 議 員 | 各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 | 8人 |
| 6 | 参 列 員 | 家庭裁判所判事 | 4人 |
| | | | 合計 12人 |